

岡山市商店街未活用店舗等リノベーション支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 本市商業の振興を図るため、商店街における未活用店舗及び長期空き店舗（以下、未活用店舗等という。）のリノベーション支援事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業その他の商業を営む店舗が集積している地域
- (2) 「商店会」とは、商店街振興組合、事業協同組合において組織される法人格を持った商店街組織又はその連合会

(3) 「建物所有者」とは、未活用店舗等の所有者

(4) 「未活用店舗」とは、商店会の所在する商店街のうち別図に示す範囲に位置する建物又はこれに準じる範囲に位置する建物であって、現に1年以上営業店舗として活用されていないもの

(5) 「長期空き店舗」とは、商店会の所在する商店街のうち別図に示す範囲に位置する建物又はこれに準じる範囲に位置する建物であって、従前に店舗として事業を営み、建物所有者が店舗として貸し、または売的意思があるものの、現に1年以上営業店舗として活用されていないもの

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助事業名の欄に掲げるものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、別表の補助事業者の欄に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(3) 同様の事業計画を含む内容で国、県又は市等の補助金等の交付を受ける者

(建物所有者)

第5条 建物所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 個人

(2) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者で、資本金又は出資の総額のうち大企業の占める出資比率が50%未満である者をいう。）

(3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された法人

(4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された法人

(5) 一般社団法及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項及び次の各号のいずれかに該当する者は、建物所有者としない。

- (1) 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員，並びにその関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 宗教上の組織又は団体，政治団体
- (4) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者
（補助の対象となる建物）

第6条 補助の対象となる建物は，次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 補助金申請時点で，未活用店舗等であること
- (2) 小売，飲食，サービス等に供する面積が1,000㎡を超える建物でないこと
- (3) 未登記の建物でないこと
- (4) 建物の共有名義人がいる場合，全員の同意が得られていること
（入居者の募集）

第7条 実績報告までに入居者の募集を開始しなければならない。また，補助金の交付確定日から1年未満で募集を中止してはならない。ただし，入居者が決定した場合はこの限りではない。
（補助金額等）

第8条 補助金の額は，別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ，同表補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額に，同表補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額で，同表補助金交付限度額の欄に定める額を上限とする。

2 前項により算出した額に，千円未満の端数が生じた場合には，その端数を切り捨てるものとする。
（交付の申請）

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は，事業計画書（様式第1号）とする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は，次のとおりとする。

- (1) 位置図・間取り図（様式第2号）
- (2) 誓約書及び同意書（様式第3号）
- (3) 商店街未活用店舗等リノベーション支援事業の申込に対する承諾書（共有名義の場合）（様式第4号）
- (4) 未活用店舗等の登記事項証明書
- (5) 見積書（事業費が税込100万円以上の場合又は，同一エリアの商店会の会員又は会員（法人の場合はその代表者）が役員若しくは代表者である事業者から見積書を徴取する場合については，2者以上から見積書を徴取し，それらを添付しなければならない。ただし，あらかじめ2者以上から見積書を徴取することが困難である理由を記載した書面を提出し，市長が契約の性質上，困難であると認めた場合には，該当する業者を随意の契約先とすることができるが，その場合には当該業者の見積書を添付しなければならない。）
- (6) 補助事業者及び建物所有者の市税を完納していることを証明できる書類
- (7) 工事の施工にあっては施行前現場写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定により，同条第1項第3号の書類の添付は要しない。

4 一の建物に対する本補助金の交付の申請は、1回を限度とする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められたときは、補助金の交付決定を行い、規則第8条に規定する補助金等交付決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の変更申請)

第11条 規則第12条に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表補助事業名欄に掲げる事業ごとの事業費の20%を超える増減
- (2) 補助金交付決定額の変更

2 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、補助金交付決定額の増額変更を認める。

- (1) 天災地変及びパンデミック等の影響による補助対象経費の増額について、やむを得ないと認めるもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(状況報告)

第12条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

(実績報告)

第13条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第5号)
- (2) 補助事業に係る経費支出の証拠書類
- (3) 工事の施工にあつては完工現場写真
- (4) 成果物、実施状況写真等、事業を実施したことを示すもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第17条に規定する補助金等の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第15条 前条に規定する補助金等の額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに規則第19条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金等交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条, 第4条, 第8条及び第11条関係)

補助事業名	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金交付 限度額 (単位:千円)	補助事業者
岡山市商店街未活用店舗等 リノベーション支援事業	商店街の未活用店舗等を店舗募集を行うために実施するリノベーション事業(残置物や残置された什器,商品等の処分を含む)	工事請負費, 委託料	1/2	1,000	商店会